



High Light

今月の  
注目 **1**

# 小・中適正配置

学校

学校

今、全国の小学校では、児童数が減少する中で、小規模校での課題が現れないようさまざまな努力が行われています。しかし、そうした学校の努力だけでは克服することが困難な、規模に起因する課題があります。複式学級は複式解消加配を配置することで解消できますが、解消したとしても、極端に少人数(2~3人)のまま6年間を過ごすこととなります。倉吉市でも3人の学級、それも同性的のみで6年間を過ごしたという例があります。

## 意見

私の子どもは、小規模校に通っているが、大切にしながら通っており、今の学校に非常に満足している。なぜ統合しなければならないのか。

倉吉市教育委員会は、市立小・中学校の適正配置について、これまで市内全14小学校区での説明会や、倉吉市民シンポジウムを開催してきました。また、PTAや地区の会合などにも出かけていき、広く皆さんの意見をお聞きしてきました。

今後さらに議論を深めていくために、いくつかの意見について、現段階での倉吉市教育委員会の見解をお伝えします。

## 意見2

本市の教育委員会としては、切磋商磨するのに適した集団(学習、遊び、スポーツ)の人数・多くの児童と触れ合い、人にもまれて成長することができると、スポーツの活動の選択範囲が広くなり、学校の活性化につながる人数

として、1学級に、少なくとも20人の児童がいることが望ましいと考えました。

学校を統合すると、通学距離が長くなり、子どもや保護者の負担が増すのではないかと。また、通学路の安全や通学の方法についての利便性をどのように考えているのか。

子どもの登下校中の安全確保は、最優先にして、細心の注意

## 意見3

を払う必要がある課題です。

統合を行うにあたっては、PTAや警察、地域安全パトロール隊など、関係機関の連携をさらに強化し、登下校時における児童の安全確保体制の充実を図らなければなりません。

現在も、通学距離が4km以上ある児童については、遠距離通学の補助制度があります。今後は、路線バス利用者などへのバス代補助を継続するとともに、スクールバスやNPO団体などによる乗合自動車の運行、路線バスの路線変更の要望についての検討を行っていきます。

下校後の子どもたちの生活が心配。児童館、児童センターなど、放課後の子どもたちの居場所はどうか。



児童センター・放課後児童クラブなどの充実は、今後も図っていきます。

学校統合などでバス通学となった児童については、バスを待つ時間をどこで、どう過ごすのかなどを考えなくてはなりません。

今後、計画を具体的に推進していく上で、地域の皆さんの意見を聞きながら、場所や受け入れ時間の検討などを進めていきます。

## 意見4

**今の案では、現在の小学校区が分断される地区がある。それは反対である。**

倉吉市学校教育審議会が答申した「倉吉市小・中学校適正配置等について」の原案は、子どもたちの通学や学校生活を考えて作成していたいたものですが、地区の説明会では、さまざまな視点から、多くの意見が出されました。その中でも、「今の地域が分断されることはいけない」という意見も踏まえ、具体的な計画を今後は作成していきます。

また、通学距離を考えると、地区が異なっても距離の近い学

校もあり、そうした地域は、学校を選択できるような弾力的に取り扱うことができるよう、隣接区域における学校選択制の検討も必要です。

## 意見5

**子どもの教育よりも、市の財政的なものが優先されていくのではないか。**

現実問題として、学校を統合することにより、限られた教育予算を効率的に運用できるということはあると思います。

しかし、今回の答申は、「子どもたちが、どんな環境で学んでいくのがよいのか」ということを第一に考えた結果、出されたものです。

限られた倉吉市の予算をどうやって効果的に使っていくのかは、これから市民の皆さんと一緒に知恵を出し合いながら考えていく必要があります。今後財政面については、具体案に沿って考えていきます。



## 意見6

**学校は、地域にとつてかけがえない存在である。小学校の統廃合により、過疎化が一層進み、地域が廃れていくのではないか。**

学校は、地域のコミュニティの拠点であり、地域と連携した教育活動を行うことで、学校の活性化が地域の活性化に結びつくような環境づくりが求められています。

しかし、人口減少が顕著な今、「地域」の捉え方を拡大することが必要になっています。

今後、複数の地区公民館の対象区が一つの小学校区となることが想定されることを踏まえ、地区公民館の対象区と小学校区とは別の観点から考えることが必要になります。

地域には、それぞれ学校との深いつながりと長い歴史があります。地区説明会でも、地域の皆さんの学校に対する熱い思いを感じました。

将来の社会を担う倉吉の子どもたちがどのような環境で学んでいくのがよいのかということ、を大事にしてきましたが、地域

## 意見7

**この計画案は最終的にはどうなるのか。**

**今後の方向性や具体的なスケジュールを示してほしい。**

今回は、地区説明会などで、学校教育審議会の答申について説明するとともに、市民の皆さんの意見を幅広く伺いました。賛成意見や反対意見、こうしたらという具体的な提案もありました。その意見を踏まえ、行政の各部署とすり合わせ、教育委員会として、今春には学校適正配置などについての方向性を示したいと考えています。

最終的には市議会に提案し、市議会でも条例改正が行われて初めて決まるものです。それまでにPTA連合会や公民館などと

## 意見8

**学校再編は、将来を見た場合に必要である。反対もあるが、どう対応するのか。**

の意見交換をしたり、中学校区での説明会をしたりするなど、市民の皆さんの意見をさらに求めていきたいと思えます。

少子高齢化の社会変化に伴い、全国各地で学校統合は議論されています。鳥取県においても、すでに統合が実施されているか、あるいは議論がなされている市町村ばかりです。

倉吉市も例外ではなく、少子高齢化という社会変化に対応したあり方を模索しなければなりません。教育委員会は、そのための資料を提供し、市民の皆さんと一緒に議論を重ねて推進していくことが必要だと考えています。

「教育は百年の大計」と言われます。今、倉吉市の全市民が、過去の百年から未来に目を向ける分岐点にきている——と認識し、この問題に取り組んでいきます。

向 学校教育課 ☎22-8166 / FAX 22-1638



# 企業誘致

いよいよ倉吉で始動。

平成24年中に誘致した県外企業の、求人などがスタートします。

倉吉市では、雇用を創出するため、企業誘致に積極的に取り組んでいます。

昨年は、4件の企業進出が決定しましたので、進出企業を紹介します。

また、株式会社ウッドプラスチックテクノロジー、株式会社カインズ、株式会社アイ・オー・プロセスについては、現在、求人を行っていますので、詳しくは、各連絡先、またはハローワーク倉吉(☎23-8609)へお問い合わせください。

☎商工課(☎22-8129 / ☎22-8136)



## 有限会社ワールドファーム



本 社：茨城県つくば市

事業内容：農作物の栽培および農産保存食料品製造

事業予定地：関金町関金宿

操業開始予定：平成27年1月(工場開設予定)

新規雇用予定：30人程度

☑ファイル No. 1

## 株式会社ウッドプラスチックテクノロジー



本 社：東京都文京区

事業内容：ウッドプラスチックの開発、ウッドプラスチック製パレットの製造・販売ほか

事業所予定地：谷(灘手工業用地)

操業開始予定：平成25年9月

新規雇用予定：30人程度

☎☎03-5844-3366(本社)

☑ファイル No. 2

## 株式会社カインズ



本 社：大阪市中央区

事業内容：テレマーケティングサービス事業(映像配信サービスの案内と利用希望者の受付業務)

事業所予定地：福庭町2丁目

操業開始予定：平成25年2月

新規雇用予定：100人程度

☎☎080-3757-0375(担当：渡辺)

☑ファイル No. 3

## 株式会社アイ・オー・プロセス



本 社：大阪市中央区

事業内容：情報処理(各種調査資料などのデータ入力)

事業所予定地：昭和町2丁目

操業開始予定：平成25年4月

新規雇用予定：20人程度

☎☎06-4964-9006(本社)

☑ファイル No. 4



# 税の申告

準備はお早めに！

Date

## 所得税などの確定申告 & 市県民税の申告

開設期間 **2月18日(月)～3月15日(金)**  
※土・日曜日は除きます。

相談時間：午前**9時**～午後**5時** (受付時間は午前9時～午後4時)

会場：**倉吉体育文化会館  
中研修室(2階)**

※期間中は、倉吉税務署および倉吉市役所での  
申告相談は行なっていません。

※会場での納税はできません。



問 倉吉税務署(☎26-2721)または、倉吉市役所税務課(☎22-8114/☎22-1087)

事業所得などがある場合の

### 記帳・帳簿などの保存制度

平成26年1月から、事業所得、不動産所得、または山林所得を生ずべき業務を行う全ての人が記帳・帳簿などの保存制度の対象となります。

売り上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。帳簿などの保存期限は次のとおりです。

- ①収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)→7年
- ②業務に関して作成した法定帳簿以外の帳簿(任意帳簿)→5年
- ③決算に関して作成した棚卸表、その他の書類→5年
- ④業務に関して作成、または受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類→5年

問 倉吉税務署(☎26-2721)

平成25年度

### 市県民税の主な改正内容

生命保険料控除の改組

平成24年1月1日以降に契約した保険契約(新契約)のうち、介護保障、または医療保障を内容とする契約、または特約については、介護医療保険料控除が設けられました。また新契約の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、および介護医療保険料控除の適用限度額は、それぞれ2万8千円となりました(合計適用限度額7万円に変更ありません)。

問 税務課(☎22-8114/☎22-1087)

平成25年度

### 市県民税の申告について

申告が必要な人

平成25年1月1日現在、倉吉市に住所があり、次にあてはまる人は、市県民税の申告が必要です。(ただし、所得税の確定申告をした人は、必要ありません)

- ①事業(営業など・農業)、不動産などの所得があった人
- ②給与所得があり、そのほか各種の所得があった人
- ③公的年金に係る所得(雑所得)があり、そのほか各種の所得があった人
- ④給与や公的年金などの源泉徴収票に記載されている控除以外の各種控除の適用を受ける人

※平成24年中に所得がなかった場合は、申告の必要はありませんが、国民健康保険料の算定や、所得証明などの証明書発行の資料となりますので申告書の提出をおすすめします。

申告に必要なもの

- ①平成24年中の所得の内容が分かるもの(源泉徴収票、個人年金や保険の満期などの明細書、営業等・農業・不動産の収支内訳書)
- ②印鑑(認印可)
- ③各種控除を受けるための書類
  - ・医療費領収明細書(医療費控除)
  - ・生命保険料控除証明書(生命保険料控除)
  - ・地震保険料控除証明書(地震保険料控除)など